

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|------------------------------------|--|---|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 4 | 電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大 | 太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。 | 平成24年度 検討・結論、 結論を得次第 必要に応じ措 置 | 経済産業省 | 平成25年3月19日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、太陽電池発電所のみならず、風力発電所、水力発電所、火力発電所(燃料電池発電所を除く。)についても、電気主任技術者の不選任承認(外部委託)範囲を2,000kW未満に引き上げても、必要な保安水準は確保されるとの結論が得られたため、今後電気事業法施行規則等の改正を行う。平成25年6月末措置予定。 |
| 5 | 太陽熱等に関する環境価値取引促進のための熱量推計方法の確立 | サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象外であるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ねることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法を確立する。 | 平成25年度 結論 | 経済産業省 | 再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法の信頼性を高めるため、全国111箇所に設置した再生可能エネルギー熱利用設備及び計測機器を用いて、サンプリング調査を基にした熱量の推計や特定計量器によらない簡易な方法による計測データの収集を引き続き行うとともに、平成25年3月までに計測したデータの比較、分析を行っているところ。平成25年度中に計測手法の確立を目指す。 将来的にはこれらの計測手法に基づく環境価値の取引が出来るよう、必要な信頼性を確保するため、引き続き実証データの収集、分析を行い、計測手法の信頼性向上を図る。 |
| 6 | 風力発電に係る環境影響評価の迅速化①(審査手続の簡素化・迅速化) | 風力発電に係る環境影響評価について、事業者には煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。 | 平成24年度 措置 | 経済産業省 | 「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)を改正し、環境影響評価の評価項目を選定するにあたって事業者が参考にすべき項目(参考項目)に関し、例えば施設の稼働による振動など、他の発電所においては参考項目としている項目について風力発電所では参考項目としなかった。(平成24年7月31日公布、10月1日施行。) また、経済産業省及び環境省間で設けた「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」において、風力発電所に係る環境影響評価の期間短縮及び簡素化について検討し、中間報告(平成24年11月27日公表)として公表し、取組可能なものについて順次適用することとしている。 なお、経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮する点については、今後個別の審査において実施していく。 |
| 9 | 自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し | 風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。 | 平成24年度 措置 | 環境省 | 風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け策定し、平成23年3月に公表したところであるが、平成24年10月から施行された改正環境影響評価法施行令との関係を整理するとともに、風力発電事業者からの意見聴取等を実施し個別事例の検証を行い実態把握を進め、平成25年3月29日にガイドラインを改訂した。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---|---|----------------------------------|----------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 10 | 風力発電の導入促進に係る審査の一本化 | 風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)1. ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。 | 平成24年度 検討・結論、 結論を得次第 措置 | 経済産業省 国土交通省 | (経済産業省、国土交通省) 風力発電設備について、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについては、両省で協議を進めているところ。 経済産業省においては、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の下に「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」を設置し、電気事業法への審査一本化の具体的方策について検討した結果、電気事業法において建築基準法と同等以上の保安水準を確保することができ、電気事業法への一本化は可能であるとの結論を得た。平成25年3月19日開催の電力安全小委員会においても、ワーキンググループでの結論が了承された。 現在、法令改正作業や審査マニュアルの策定等、審査一本化に必要な準備を進め、平成26年4月措置予定。 なお、国土交通省においては、風力発電設備に関する構造基準の合理化について、一般社団法人日本風力発電協会と協議を進めた結果、一部(JIS材と国際規格・海外規格材との比較や受け入れ、アンカーボルトの基準強度の制定)については、平成24年9月に結論を得て、関係機関等に「風力発電設備に使用する海外規格品鋼材の建築基準法の取扱いについて(技術的助言)」(平成25年3月29日建築指導課長通知。国住指4777号)を周知したところ。前回フォローアップ時に結論を得ていない高度な計算方法の緩和についても、平成25年3月に一定の条件の風力発電設備に対して結論を得たため、性能評価機関及び事業者に周知を図り措置する予定。 |
| 11 | 風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和 | 風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。 | 平成24年度 検討、平成25 年度早期結 論 | 国土交通省 | 国内外における風力発電施設に対する障害灯の設置基準及び設置状況の調査結果を踏まえ、運航者、風力発電施設設置者及び学識経験者の参加を得て、航空障害灯の設置間隔の拡大について検討を行っており、平成25年5月下旬を目途に結論を得る予定である。 |
| 13 | 自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し②(優良事例の形成の検証) | 我が国の将来の地熱開発が適切に進められるよう、優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う。 | 平成24年度 以降順次措 置 | 環境省 | 平成24年3月27日に環境省より通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)を踏まえ、風致景観や自然環境の保全と地熱開発を高いレベルで調和させるために、関係省庁との連携を図りつつ、具体の案件に取り組む地熱開発事業者等に対する助言や情報交換等を行っているところ。 |
| 15 | 地熱発電所の熱水の多目的利用 | 水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する。 | 平成24年度 措置 | 環境省 | 地熱発電事業者等からの情報収集等を踏まえ、関係者と最終調整を行っているところ。平成25年6月を目途に周知予定。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|------------------------------|--|----------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 16 | 小型蒸気・バイナリー発電機の使用前審査に係る取扱いの周知 | 圧力容器の構造強度等を定めた技術基準は性能規定化されており、その適合性については設置者の自主保安の範囲において確認されるべきことを周知徹底する。 その際、小型蒸気・バイナリー発電機に用いる圧力容器について、設置者として技術基準への適合を確認した範囲に限り、国内外の標準規格で製造された規格品について、現状でも使用前自主検査の合理化は可能である旨を併せて周知徹底する。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 経済産業省のホームページにおいて、小型の蒸気・バイナリー発電をはじめとする火力発電設備に関する技術基準及び使用前自主検査の考え方について、閣議決定に沿うように整理して周知した。 |
| 18 | 小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化 | 一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。 また、水利権取得申請について、以下のような手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行う。 ①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行う。 ②使用水量の算出の根拠について、取水地点で10年間の実測資料がない場合は、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、またやむを得ず近傍観測所等が保有しているデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である旨、周知徹底を行う。 あわせて、河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のニーズに応じ提供する。 ③小水力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。 ④動植物に係る調査を文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定することが可能である旨、周知徹底する。 ⑤休止していた小水力発電を再利用する際、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる旨、周知徹底する。 | 平成24年度検討・結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 | 水利使用区分については、「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第17号)にて実施済み(平成25年4月1日施行)。 手続の簡素化・円滑化に向けた対応については以下のとおり。 ・①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書については、「小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化について」(平成25年3月27日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)にて実施済み。 ・③小水力発電の設置が河川環境に与える影響については、平成24年度に中間整理を実施済み。 ・②、④、⑤の事項については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。 |
| 19 | 取水管理の柔軟化による効率的な運用 | 許可取水量の管理方法に関しては、出力抑制運転の改善のため、小水力発電の実態を踏まえ、発電事業者と共同で、より効率的な取水ルールの策定を行う。 あわせて、従属発電の取水量報告は、発電出力からの換算による方法、あるいは従属元の取水量と発電使用水量が同量であれば、従属元の取水量でもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能である旨、周知徹底する。 | 平成24年度検討・結論、結論を得次第措置 | 国土交通省 | 出力抑制運転の改善のための取水ルールについては、原案を平成24年4月に作成し、平成25年3月に発電事業者と共同で取水ルールを決定し取水ルールに則った運用を実施済み。 従属発電の取水量報告については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|------------------------------|--|--------------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 20 | 小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入 | 農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。 | 平成24年度 検討、可能な限り速やかに措置 | 国土交通省 | 登録制の導入については、「水防法及び河川法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出予定。 |
| 21 | 小水力発電設備の保安規制の見直し | 小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。 | 平成24年度 検討、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供について、提案者から困難である旨連絡があった。 こうした状況の中規制の見直しについて、平成25年3月19日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、専門家及び消費者代表等の有識者間で対応方針を審議したところ、規制の見直しを行うべき特段の技術進歩や保安に関する状況変化等が発生していないため、当面規制の見直しを行う必要はないと結論を得た。 |
| 22 | ダム水路主任技術者の資格要件の見直し | ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度(許可選任)の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限值について見直しを行う。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供について、提案者から困難である旨連絡があった。 こうした状況の中規制の見直しについて、平成25年3月19日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、専門家及び消費者代表等の有識者間で対応方針を審議したところ、規制の見直しを行うべき特段の技術進歩や保安に関する状況変化等が発生していないため、当面規制の見直しを行う必要はないと結論を得た。 |
| 23 | バイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理・周知 | ①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。 | 平成24年度 措置 | 環境省 | 地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集し、事例集をとりまとめ、各自治体へ周知した。 「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課) http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf |
| | | ②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。 | 平成24年度 以降、順次実施 | | |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|--|--------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 24 | バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化 | バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 環境省 | 廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化し、各自治体へ通知した。 『『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について』(平成25年3月29日付け環廃産第13032911号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf |
| 25 | サーマルリサイクル条件の見直し | バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。 | 平成24年度 検討開始、平成25年度中を目途に結論 | 農林水産省 環境省 | (農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過したことを踏まえ、本件については、平成25年3月より検討を開始している。 |
| 27 | 再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開 | 耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。 | 平成24年度 措置 | 農林水産省 | 農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。 |
| 28 | 農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し | 優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。 | 平成24年度 措置 | 農林水産省 | 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光パネル等の発電設備を設置する場合には、農地法の一時転用許可の対象とすることとし、通知(「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け農村振興局長通知))を発出したところ。 なお、同通知において、「その他、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている。」と記述。 |
| 31 | 国有林野の貸付対象に関する見直し | ①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。 | 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後速やかに措置 | 財務省 農林水産省 | (財務省、農林水産省) 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」は、平成24年2月17日に国会に提出されたが、第181回国会における衆議院の解散に伴い、廃案となった。同法案の取扱いについては、今後の議論も踏まえた上で判断する予定であり、国有林野の貸付対象に関する見直しについては、同法案の取扱いを踏まえ対応を検討。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|--------------------------------------|--|---------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 33 | 再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し) | 送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、閲覧などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 太陽光発電協会、風力発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、対応を検討した。当該検討を踏まえ、系統情報の公表の考え方を整理した「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)を公表するとともに、電力系統利用協議会ルール等へ反映。 |
| 34 | 再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し) | 系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 太陽光発電協会、風力発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、対応を検討した。当該検討を踏まえ、電力会社毎に異なっていた手続書類を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を行い、「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)や、電力系統利用協議会ルール等へ反映。 |
| 35 | 送電における広域的運用の拡大 | ②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、広域的な系統計画の策定や需給調整を行う「広域系統運用機関(仮称)」を設立することとしている。広域系統運用機関(仮称)の在り方等については、今後、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、所要の法案についても国会に提出予定である。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 39 | 発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化 | 風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備・提供を行うとともに、現状の課題等について事業者へのヒアリングを行いつつ、評価項目の絞り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。 | 平成24年度措置 | 環境省 | 平成23年度から、「風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業」を実施しており、平成24年度は、風力発電に係る動植物・生態系等の環境基礎情報の収集・整理を実施し、平成25年度も継続して実施する予定である。また、同事業の中で、風力発電に係る計画段階環境配慮書の段階にある環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者が、配慮書に記載する事項の検討等を行うにあたっての支援を実施しており、この成果も含めて事業者が環境アセスメントを実施する際の参考となる事例集として平成25年6月を目途に取りまとめる。また、風力発電所等における環境アセスメントの審査期間の短縮等については、平成24年9月に経済産業省との連絡会議を設置し、同年11月にはその具体的方策に関して中間報告を公表しており、環境アセスメントを行う案件について、順次適用していく。 |
| 40 | 火力発電所リプレースにおける計画段階環境配慮書手続の迅速化 | 火力発電所のリプレースにおいて、土地の改変等の環境影響が限定的でかつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる場合などにおいては、計画段階環境配慮書手続自体や、その後の環境影響評価手続に要する時日の短縮が可能となるよう、運用上の工夫によって、手続の簡素化・迅速化を図る。 | 平成24年度措置 | 環境省 | 火力発電所リプレースにおける環境アセスメント手続の簡素化・迅速化を図るべく、平成24年3月に「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」を策定した。また、同年9月に経済産業省との連絡会議を設置し、同年11月には、審査期間の短縮等の具体的方策に関して中間報告を公表した。さらに、専門家を交えた検討会を開催し、平成25年3月に改訂した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」において、既存データを配慮書手続等において活用することにより、手続全体の合理化につながることを示した。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|-------------------------------|---|------------|--------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 41 | 火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去の扱いの明確化 | 火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について、一定期間の経過や事業実施場所等を考慮した上で、一体の事業としてみなすことが困難なケース、又は環境影響が極めて小さいことが明らかであり、環境影響評価項目として選定しないことが可能であるようなケースについて、事業者へのヒアリングを行いつつ、その結果を整理し明示する。 | 平成24年度措置 | 環境省 | 発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等について、平成24年9月に経済産業省との連絡会議を設置したところ。平成24年11月に公表したその中間報告において、火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄については、「新たな設備の設置に不可欠な撤去であって、かつ、新たな設備の設置工事期間中に同時並行的に実施される撤去工事」を、環境アセスメントの対象となる「対象事業の一部」とみなすこととする方針を明示した。これを受け、専門家を交えた検討会を開催し、平成25年3月に改訂した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」において、新設工事に先立って行われる撤去工事については、環境影響評価の対象としないことが可能であることを示した。 |
| 42 | 公営の発電事業における新電力の買取参入の実現 | 地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。 | 平成24年度早期措置 | 総務省 経済産業省 | (総務省) 地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨、通知により周知。(平成24年4月25日付け総行第62号、総財第36号通知) また、平成24年4月25日開催の全国財政課長・市町村担当課長会議で、上記通知について説明。 (経済産業省) 平成24年10月に各地方公共団体に対して、売電契約の状況等に関するアンケートを発送し、アンケート結果の取りまとめを行った。現在、今後の検討課題と併せて結果の公表に向けて作業を行っているところ。 |
| 44 | 新規電源設置におけるIPP入札の実施①(kW契約) | 新しい火力入札の指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化するように検討し、結論を得る。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 平成24年9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化。 |
| 45 | 新規電源設置におけるIPP入札の実施②(併売) | 新しい火力入札の指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化(明記)した上で、指針を策定・公表する。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 平成24年9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化。 |
| 46 | 新規電源設置におけるIPP入札の実施③(入札スケジュール) | 新しい火力入札の導入に当たっては、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう、指針を策定・公表する。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 平成24年9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針では、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう求めている。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---------------------------------------|--|-------------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 47 | 一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等) | 電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、発電事業者等に電気事業法上の位置づけを与え、一定の規制を及ぼすことや、公益特権を定めている関連法案の見直しが必要であることが示された。こうした事業類型の見直しについては、今後、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたうえで、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| 48 | 発電所建設の促進(コロケーションルールの整備) | 発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成24年9月に取りまとめた「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においては、「入札実施会社においては、当面利用の予定がない自社遊休地について、土地を開放して第三者が発電所を建設する形での入札についても検討すべきである」としている。また、発電投資の基礎情報となる「系統情報」の開示については、平成24年12月に、情報の公表範囲の拡大、一般電気事業者の送配電部門による電源設置者等にとって検証可能な情報の提供等を内容とする「系統情報の公表の考え方」を指針として定めたところである。さらに、平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、発電事業者等に電気事業法上の位置づけを与え、一定の規制を及ぼすことや、公益特権を定めている関連法案の見直しが必要であることが示された。こうした事業類型の見直しについては、今後、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたうえで、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| 49 | 卸電力取引市場の整備・活性化(電源の抛却、マーケットメイク等) | 卸電力取引所の整備・活性化については、一定規模の電源の抛却等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。卸電力市場の活性化策として、卸電力取引所の一層の活用、新規参入者の電源不足への対応による競争の活性化、卸規制の撤廃、卸電気事業者の電源の売電先の多様化等の方針が示された。これを踏まえ、一般電気事業者は、必要な適正準備率を確保しつつ、それを超える電源については市場に抛却する取組みを平成25年3月から開始した。 |
| 50 | 卸電力取引所の中立法・法定化(組織の見直し等) | 卸電力取引所の中立法・法定化については、卸電力取引所のガバナンスの在り方を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成24年11月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、日本卸電力取引所から、ガバナンスの見直しについて今後検討する方針が示されたところであり、同委員会による議論も踏まえ、理事構成の見直しを含むガバナンス等の見直しが行われた。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|-------------------------------------|--|---------------------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 51 | 電力系統利用協議会 の中立化(組織の見直し) | 一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、現在一般電気事業者等が行っている、託送供給等の業務を支援する送配電等業務支援機関の枠組みは廃止し、新たに広域系統運用機関(仮称)の枠組みを構築することとしている。広域系統運用機関(仮称)の在り方等については、今後、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、所要の法案についても国会に提出予定である。詳細については、更に検討を進めることとしている。なお、紛争解決手続きにおける中立、公平、透明性を向上させる観点から、送配電等業務支援機関は裁判外紛争解決手続(ADR)に係る法務大臣の認証を取得するための関連規程および体制の整備を行い、認証取得済み(平成24年7月)。 |
| 52 | 常時バックアップ・部 分供給の在り方見直し (価格水準等) | 常時バックアップ及び部分供給の在り方については、その料金体系等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成24年12月に「部分供給に関する指針」を策定し、部分供給における契約電力の算定方法や託送料金の取り扱いについて指針を示したところ。また、平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会で取りまとめた「電力システム改革専門委員会報告書」の中で、常時バックアップの基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう一般電気事業者に対し見直しを求める方針を示したところ。これを受け、平成25年4月から、料金体系の見直しが行われることとなっている。 |
| 54 | 特定電気事業制度の 見直し①(域内電源比 率) | 特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、小売全面自由化の実施に伴い、特定電気事業を廃止する方針を示したところであるが、現に特定電気事業が営まれている地点については、必要な経過措置を講ずることとしている。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 56 | 同時同量制度の見直 し | 同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示されたところ。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|--------------------------------|---|-------------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 57 | アンシラリーサービス料金の見直し(アンシラリー市場の創出等) | アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。アンシラリーサービスに必要な系統運用のための調整力としての電源の調達については、系統運用者が供給力を市場からの調達や入札等で確保した上で、その価格に基づき、リアルタイムでの需給調整・周波数調整に利用するメカニズム(リアルタイム市場)を導入することが適当であることが示されており、詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 58 | インバランス料金の引下げ | インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、現行のインバランス料金制度については見直す方針が示されたところ。制度の詳細については、海外事例の分析等も踏まえて、更に検討を進めることとしている。 |
| 60 | 託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式) | 託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。託送制度の見直しに当たっては、送配電網の効率的な利用、送配電投資の効率化、電源立地の適正化、分散型電源の活用等を促すため、託送料金制度に、潮流や需要地近接性をどのように組み込むのかといった論点について、今後、国や広域系統運用機関(仮称)において検討を行う必要性が示された。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 64 | 自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和等) | 自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、自己託送が認められる範囲や、一般電気事業者に対して料金規制や託送供給義務を課すとともに、同時同量義務について一定の緩和措置を講ずるなど、制度化をすることが適当という方針が示されたところ。今後、詳細について更に検討を進め、所要の法案を国会に提出予定である。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---------------------------------|---|-----------------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 65 | 自営線供給に関する要件緩和措置①(道路占用) | ①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保する必要が特に高い施設であって、かつ、自営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当であると考えられる事案について検討する。 | 平成24年度 検討・結論 | 経済産業省 | (経済産業省) 本件について、事業者からの要望事項である非常時に自営線を用いて電力を融通する行為について検討を行ったところ、現行制度の枠の中で対応することが可能であることが判明したため、電気事業法上の特段の制度措置は不要であるとの結論を得た。 |
| | | ②国土交通省においては、それらに該当する自営線に係る占用許可に当たって適切な配慮を行うよう、各道路管理者に周知する。 | 結論を得次第 措置 | 国土交通省 | (国土交通省) 経済産業省における検討を踏まえ、非常時に自営線を用いて電力を融通する行為のうち、非常時において不特定多数の者が利用することが見込まれる施設その他非常時において電力が供給されなければ国民生活に多大な支障を及ぼすことが想定される施設へ供給する場合等の自営線の占用については、その公益性にかんがみ、円滑な設置が行われるよう配慮する旨、各道路管理者に周知することとした(平成25年4月11日付け通知済み)。 |
| 67 | スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様) | 引き続き短期的なサービスパルスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しても電文形式のデータが容易に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。 | 平成24年度 検討開始 | 経済産業省 | 高圧メーターとBEMS等とのインターフェースの電文化・標準化に向けた検討を電力会社等と始めており、電力会社において、電文のデータフォーマットのたたき台を取りまとめたところ。 |
| 68 | スマートメーターの導入促進②(高圧スマートメーターの国際調達) | 高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 経済産業省 | スマートメーターの調達については、「電気事業制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、「効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」、「料金算定プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当」とされているところ。 東京電力は、同社が導入を検討しているスマートメーターの仕様について、国内外の事業者等に対し提案募集(RFC)を実施し、平成24年7月にはRFCの結果とそれを踏まえた仕様の見直しについての基本的な考え方を公表。平成24年10月以降、計器部分の仕様制定、運用管理システムに関する提案募集(RFP)を順次実施。関西電力、九州電力、東北電力及び四国電力は、電気料金審査専門委員会において、スマートメーター本体及び関連するシステム開発等の調達においては、オープンで公平・公正な競争発注を行うなどと表明している。これらの以外の電力会社においても、調達に当たっては同様の対応となるよう、引き続き求めていく。一方で、スマートメーター調達手続きについては、コストの低減が期待されることから、経済産業省としても料金審査において入札を求めることとしているが、当該入札のみを制度化することは困難であると考えている。 |
| 69 | スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し) | 新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結論を得次第 措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示されたところ。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|-------------------------------|--|---------------------|---------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 70 | スマートメーターのインターフェース等の標準化①(共同調達) | 一般家庭用及び高圧以上のスマートメーターの調達に関しては、一般電気事業者に対して導入計画を早期に策定させ、本格導入段階にある事業者には具体的な調達方法も併せて検討することを促すよう、フォローアップを行う。 | 平成24年度措置 | 経済産業省 | 東京電力は、同社が導入を検討しているスマートメーターの仕様について、国内外の事業者等に対し提案募集(RFC)を実施し、平成24年7月にはRFCの結果とそれを踏まえた仕様の見直しについての基本的な考え方を公表。平成24年10月以降、計器部分の仕様制定、運用管理システムに関する提案募集(RFP)を順次実施。 関西電力、九州電力、東北電力及び四国電力は、電気料金審査専門委員会において、スマートメーター本体及び関連するシステム開発等の調達においては、オープンで公平・公正な競争発注を行うなどと表明している。これら以外の電力会社においても、調達に当たっては同様の対応となるよう、引き続き促していく。 |
| 72 | 需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討 | 小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。現在一般電気事業者による地域独占が法定されている家庭等の小口小売部門について、需要家が供給者や電源を選択できるよう、小売全面自由化を実施する方針が示された。小売全面自由化については、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたいと、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| 73 | 電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力) | ①公正取引委員会においては、一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。 | 平成24年度検討・結論 | 公正取引委員会 | 経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、報告書「電力市場における競争の在り方について」を平成24年9月21日に公表し、その概要を、同年11月7日、総合資源エネルギー調査会総務部会電力システム改革専門委員会第9回会合において説明した。 |
| | | ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、電力市場における競争の活性化策については、卸電力市場の活性化や、発電・小売の全面自由化、送配電の中立化などの方針が示されたところ。今後、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたいと、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| | 電力市場における競争活性化策の検討②(供給区域) | ①公正取引委員会においては、一般電気事業者間の供給区域を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。 | 平成24年度検討・結論 | 公正取引委員会 | 経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、報告書「電力市場における競争の在り方について」を平成24年9月21日に公表し、その概要を、同年11月7日、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会第9回会合において説明した。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|-----------------------------------|--|---------------------------------|----------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 74 | | ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。小売市場における競争を促すため、需要家が供給者や電源を選択できるようにし、現在、一般電気事業者による地域独占が法定されている家庭等の小口部門への参入を全面的に自由化する方針が示された。小売全面自由化の方針については、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたうえで、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| 75 | 規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化 | 規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。小売参入の全面自由化後、一定の経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行う方針が示された。料金規制の撤廃の方針については、政府の改革方針として取りまとめた上で、閣議決定を行う予定であり、詳細について更に検討を進めたうえで、所要の法案を国会に提出予定である。 |
| 76 | 需要側の取組の活用(節電取引) | 需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。デマンドレスポンスやネガワットなど、需要側の取組の導入を最大限進めていけるよう、スポット市場での取引のみならず、1時間前市場やリアルタイム市場における供給力・供給予備力の確保や、容量市場での取引について、必要な制度を整備していくという方針が示された。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 77 | スマートコミュニティの実現 | スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめたところ。特定電気事業については廃止の方針が示され、自営線供給については、大規模電源のみに依存するリスクを避け、多様な電力供給システムを実現するという観点から、分散型電源を活用し需要家に直接供給する自由度という観点も考慮した制度的位置付けとする方針が示された。詳細については、更に検討を進めることとしている。 |
| 78 | 住宅・建築物の省エネ基準の見直し①(暖房基準) | 住宅の省エネ基準の見直し、及び、第180回国会に提出した「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、結論を得る。 | 平成24年度 措置 | 経済産業省 国土交通省 | 住宅の省エネ基準の見直し及び低炭素建築物の認定基準に関し、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、平成24年10月9日よりパブリックコメントを実施。 平成24年12月4日に「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号)」を公布・施行。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|-------------------------|----------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 79 | 住宅・建築物の省エネ基準の見直し②(工程表の明示) | 2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、関係省庁が連携しながら検討を行い、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正に合わせて明確化する。 | 平成24年度 早期措置 | 経済産業省 国土交通省 | 平成24年4月に、第4回「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた具体的な工程案(義務化の対象、時期、水準)を明示し、平成24年6月までパブリックコメントを実施。 パブリックコメントを踏まえて、工程表を含む「『低炭素社会に向けた住まいと住まい方』の推進方策について中間とりまとめ」を7月10日に公表。 2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することに向けて、円滑な実施のための環境整備を着実に図っていく。 ただし、伝統的な木造住宅に関し、省エネルギー基準への適合義務化によりこれが建てられなくなるとの意見や、日本の気候風土に合った住まいづくりにおける工夫も適切に評価すべきとの意見などがあることから、引き続き、関係する有識者等の参加を得て検討を進める。 |
| 80 | 住宅・建築物の省エネ基準の見直し③(整合性の確保) | 「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定基準は、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準となるよう検討し、結論を得る。 | 平成24年度 早期措置 | 経済産業省 国土交通省 | 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)が平成24年8月29日に成立し、平成24年9月5日に公布されたところ。 本法律の成立に伴い、平成24年9月4日より、国土交通省、経済産業省、環境省の三省による有識者からなる合同委員会において認定基準の検討を行い、誘導基準として、省エネ法の省エネ基準と比べ、一次エネルギー消費量が10%以上削減される住宅・建築物を認定するための基準案として、平成24年12月4日に「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号)」を公布・施行。 |
| 81 | 住宅・建築物のラベリング制度の充実 | 新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 | 住宅の省エネ基準を外皮の熱性能基準に加え、一次エネルギー消費量により総合的に評価する基準に見直しを実施し、平成25年1月31日に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)」を公布し、10月1日に施行予定。 住宅の省エネ基準の見直しを踏まえ、省エネ性能を評価するラベリング制度の充実に向けた検討を行っているところ。 |
| 82 | リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化 | 消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建築基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 国土交通省 | リチウムイオン電池を含めた電気、ガス等を供給するための設備の取扱いを明確化する技術的助言を特定行政庁あてに発出した。 (「建築基準法における電気、ガス等を供給するための設備の取扱いについて(技術的助言)」(平成25年3月29日国住街第167号)) |
| 83 | コンテナに収納される蓄電池の取扱いの明確化 | 太陽光発電以外の用途でも使用される蓄電池及び制御装置設備等を収納するコンテナのうち、人が内部に通常入らないなどの一定の要件を満たすものについて、建築物に該当せず、建築確認が不要である範囲を明確化した上で、その旨を技術的助言により周知する。 | 平成24年度 措置 | 国土交通省 | 「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて(技術的助言)」(平成25年3月29日建築指導課長通知。国住指第4846号)を発出し、蓄電池を収納する専用コンテナについて、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件を明確化し、特定行政庁等に対して周知したところ。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---|--|-------------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 84 | 家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和 | 家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成24年12月4日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、熱交換器の下流の排気ガスが通ずる配管の材料については、排気ガス温度に条件を付した上で、従来の不燃性のものに加え、難燃性のものも認めることとする旨、概ね了解が得られたため、今後省令等の改正を行い、平成25年5月に措置予定。 |
| 85 | コジェネレーション・燃料電池の抜本的普及拡大 | コジェネレーション・燃料電池の抜本的な普及拡大を図るため、諸外国の事例等も参考にしつつ、導入支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 経済産業省 | 平成24年7月の第30回総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において、コジェネレーションの導入促進のために今後取り組んでいくべき促進策が整理されたところ。具体的には①コジェネの導入促進のためのサポート体制強化、②コジェネを利用した電力需給緩和の取組の慫慂・売電電力の適正評価、③設備の導入支援、④燃料価格の低減の4つの促進策が取りまとめられたところであり、平成24年8月1日付けで資源エネルギー庁に熱電併給推進室を設置するなど、コジェネの導入促進に向けた取組を推進している。 |
| 86 | 用途地域による危険物貯蔵の規制緩和(防災型マンションコジェネレーション備蓄燃料貯蔵の緩和) | 事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 国土交通省 | 集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーション設備等を含めた電気、ガス等を供給するための設備の取扱いを明確化する技術的助言を特定行政庁あてに発出した。 (「建築基準法における電気、ガス等を供給するための設備の取扱いについて(技術的助言)」(平成25年3月29日国住街第167号)) |
| 87 | 非常時におけるLPGエアを使用する際の高圧ガス保安法またはガス事業法の適用について | 非常時にコジェネレーションシステムに付随するLPGエアを使用する際には、高圧ガス保安法またはガス事業法の適用を受ければよい旨(液化石油ガス保安法の適用は不要)につき、都道府県に対して周知する。 | 平成24年度 早期措置 | 経済産業省 | 本件については、高圧ガス保安法の適用となり、ガス事業法及び液化石油ガス保安法の適用にはならない旨を平成24年10月3日に都道府県に対して周知済み。 |
| 88 | ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和 | ガスタービンの取替工事について、出力1万kW未満のもの5万kW未満程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、また全て同一設計になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年3月19日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、安全面からの技術的検証を行った結果、ガスタービン取替え時における工事計画届出及び使用前安全管理検査を不要とする範囲を1万kW未満から5万kW未満に引き上げることが、妥当でないと結論された。 なお、その理由としては以下のとおり。 ・1万kW未満よりも、取替え時の保安規制のある1万kW以上5万kW未満のガスタービンの方がリスクが高い(10倍以上のエネルギー量)。 ・事故実績からは、施工不良を原因とした事故も多く、1万kW未満よりも1万kW以上5万kW未満のガスタービンの事故率の方が著しく高く、取替え後の方が高い。 ・さらに、取替え時の使用前安全管理検査は、別のガスタービンを設置するものであることから、使用前自主検査又はこれと同等以上の検査は必要であるが、法定の使用前自主検査を不要とした場合に、同等以上の検査が自主的になされることについて、制度的に担保し得ない。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|--|---|---------------------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 89 | LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離に関する考え方の再周知・徹底 | LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離に関して、火災予防上安全と認められる場合に緩和がなされるよう、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防危第40号)を、再度周知徹底する。 | 平成24年度 早期措置 | 総務省 | 「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について(平成13年3月29日付け消防危第40号)」を、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」の再周知について(平成24年8月28日付け事務連絡)」により再度周知徹底したところ。 |
| 90 | 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 | 農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 農林水産省 | 平成24年10月に都市ガス事業者に対して具体的な設置事例等についてのヒアリングを行い、農地制度上の取扱いについて検討を進めた結果、公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とするとの結論を得たところ。今後、許可不要とする施設を特定するため、都市ガス事業者に対して更なるヒアリングを行った上で農地法施行規則を改正予定。 |
| 91 | ガスパイプライン設置コストの一般負担化(供給区域内需要家によるコストの一部負担) | 今後のエネルギー政策における天然ガスシフトの在り方を踏まえつつ、供給区域外でのパイプライン設置のうち、どのような場合において、コストの一部を一般負担化し、供給区域内の需要家にもコストの一部を負担させることができるか、需要家の受益と負担の関係等を踏まえ、天然ガスシフト基盤整備専門委員会等において検討を行う。 | 平成23年度 検討、平成24 年度結論 | 経済産業省 | 天然ガスパイプライン整備の在り方については、「総合資源エネルギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会」において専門的検討を行い、平成24年6月に報告書を取りまとめたところ。その中で、パイプライン整備コスト負担の在り方については、「受益者負担の手法・範囲・程度・時点の調整等に関する『基本的な考え方』を整備基本方針の中で定めていく必要がある」という方向性が示されたところ。今後、整備基本方針の中で基本的考え方を定め、「各ルートのコスト・事業採算性・社会的効果等に照らし」、個別ルート毎に一般負担等の手法を含めた負担の在り方を検討していく。新しいエネルギー基本計画については、平成25年3月より総合資源エネルギー調査会総合部会において議論が開始されたところであり、今後の天然ガスシフト基盤整備専門委員会等での議論に向け、これまでの有識者・事業者等の意見も踏まえつつ、検討を進めている。 |
| 92 | 土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化 | 土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を周知する。 | 平成24年度 措置 | 環境省 | 土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面について、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を平成24年12月25日に都道府県等へ通知するとともに、環境省ホームページの土壌汚染対策法に関するQ&Aに掲載した。 |
| 93 | 熱供給事業法への燃料費調整制度の導入 | 熱供給事業への燃料費調整制度の導入について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月に取りまとめられた電力システム改革専門委員会報告書においては、「電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべきであり、小売全面自由化、ネットワークへのオープンアクセス、ネットワーク利用の中立性確保、エネルギーサービスの相互参入を可能とする市場の活性化、広域ネットワークの整備などの、ガス市場における競争環境の整備が必要である。」とされた。熱供給事業制度の在り方については、ガス事業制度に係る議論との整合性に留意する必要があるため、今後当該議論の動向も踏まえながら熱供給事業制度の課題を抽出し、議論を進めていく。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|--------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 94 | 熱料金改定時の認可手続の見直し | 熱料金改定時の認可手続の見直し(値下げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月に取りまとめられた電力システム改革専門委員会報告書においては、「電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても総合的であるべきであり、小売全面自由化、ネットワークへのオープンアクセス、ネットワーク利用の中立性確保、エネルギーサービスの相互参入を可能とする市場の活性化、広域ネットワークの整備などの、ガス市場における競争環境の整備が必要である。」とされた。熱供給事業制度の在り方については、ガス事業制度に係る議論との整合性に留意する必要があるため、今後当該議論の動向も踏まえながら熱供給事業制度の課題を抽出し、議論を進めていく。 |
| 95 | 天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加 | ①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。 | 平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 民間団体において安全性を確認中。なお、安全性の確認については、適宜民間団体と国との意見交換を行いながら実施している。 WP29においてIWVTAを検討中。 |
| | | ②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下での自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。 | IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。 | | |
| 97 | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法の見直し | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として、導入する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 国土交通省 | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、現在、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則(以下「協定規則」という。)と国内法とを比較するとともに、協定規則の国内基準への導入に向け、関係各者と検討中。 |
| 98 | 圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量上限の緩和 | 事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討・結論 | 国土交通省 | 圧縮天然ガススタンドが必要な地域等に立地できるよう建築基準法第48条の規定に基づく許可にかかる技術的助言を特定行政庁あてに発出した。(「圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」(平成25年3月29日国住街第168号)) |
| 99 | 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和 | 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討を開始する。 | 平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 民間団体と国との意見交換に基づき、民間団体で安全性を示すデータ等について検討中。現在の検討状況について、適宜民間団体をフォロー中。民間団体から安全性を示す十分な実験データ等の提示があれば、緩和について検討を開始する。 |
| 100 | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和(日本と欧州の排ガス規制の統一) | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 国土交通省 環境省 | 乗用自動車及び貨物自動車の世界統一試験法(WLTP)については、我が国も参画のもと国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて2013年中の合意を目的に検討中。また、策定後、中央環境審議会等で国内導入について規制値等の検討を行う必要がある。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|---|----------------------------|--|--------------------------|--------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 101 | 超小型モビリティの走行緩和 | つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう、速やかに検討を開始する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 警察庁 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区制度に係る第21次提案として、つくば市から提案された「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成24年11月2日閣議決定)により、横断歩道の通行等に関し新たに規制の特例措置を講ずることとした。 ・東京都大田区より認定申請を受けた「羽田空港ロボット実験特区」について、平成24年11月30日、新たに構造改革特別区域計画として認定した。 ・二人乗りの超小型モビリティの公道走行については、地方自治体や自動車メーカー等の関係者が先導導入を行えるようにするための認定制度を平成25年1月31日に創設した。 ・新たな実施基準に基づいて、実施される搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の結果や二人乗りの超小型モビリティの先導導入結果等を踏まえた上で、超小型モビリティの公道走行について検討を行う必要がある。 |
| 102 | 資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大 | 陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業者からの意見を踏まえ、確実な利用の担保や事業の公益性等の観点から、有効利用用途の拡大につき検討し結論を得る。 | 平成24年度検討・結論 | 経済産業省 | <p>資源有効利用促進法に基づく石炭灰の利用用途について、その運用を見直し、石炭灰の利用用途の拡大を図ることとした。</p> <p>今後、「電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」(平成3年12月24日付け3資庁第14230号)に規定する「土地造成材」の解釈に関する文書を公表予定。</p> |
| 103 | 環境配慮契約法における債務負担年限の見直し | ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。 | 平成24年度検討開始、平成25年度措置 | 環境省 | <p>環境配慮契約法基本方針検討会の下に設置した法の施行状況に関する専門委員会を開催し、各省庁等へのアンケート調査結果等をもとに、国等の機関においてESCO事業の導入が進まない現状や課題について議論を行った。平成25年度は引き続き、課題等についてより詳細な調査・検討を行う予定。</p> |